

十 二	十 一	十 九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	成 十 五 年 六 月 二 十 五 日	省 令 第 三 十 号	国 債 の 発 行 等	財 務 省 告 示 第 五 百 九 号
の 経 過 利 子 率	の 経 過 利 子 率	発 行 価 格	振 替 単 位	額 最 低 額 面 金	払 込 金 額	発 行 額	発 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 律 及 び そ の 根 拠	名 称 及 び 記 号	平 成 十 五 年 七 月 九 日	等 を 次 の と お り 告 示 す る	第 七 条 第 三 項 の 規 定	に 関 す る 省 令	第 五 百 九 号
に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し	日 本 郵 政 公 社 総 裁 は 、 払 込 金 額	年 〇 ・ 二 パ ー セ ン ト	す る	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 に よ る 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	機 関 は 日 本 銀 行 と す る	成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号	社 債 等 の 振 替 に 関 す る 法 律	回 利 付 国 庫 債 券	財 務 大 臣 塩 川 正 十 郎	の 規 定 に 基 づ き	昭 和 五 十 七 年 大 蔵	昭 和 五 十 七 年 大 蔵	昭 和 五 十 七 年 大 蔵

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 5}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十年六月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

平成十五年六月二十五日

十七 払込期日

十八 払込期日